令和２年度　第１回美祢市行政改革推進委員会　会議録（概要）

日　　時　令和２年７月２９日（水）９時５０分から１２時１５分まで
場　　所　市役所本庁３階　委員会室
出席委員　井上静夫委員、下松富二夫委員、仲間瑞樹委員、宮崎義明委員、山田悦子委員
磯村昭二委員、河村裕之委員、髙木学委員、坪倉昭雄委員、梨木教史委員、
秋山史之委員、向山久高委員
事 務 局　総合政策部　藤澤部長　　企画政策課　早田課長、岩崎主幹、永光課長補佐

【概要】

１　開会

２　会長あいさつ

３　新任委員の紹介

４　副会長の選出　坪倉委員を選出

５　議事

⑴　第三次美祢市行政改革大綱の令和元年度の進捗状況報告について

・資料１、資料２に基づき事務局より説明

【委員からの主な質問と回答（要旨）】

職員の人材育成にについて	
委員	特別研修の参加率の増加と人材育成の関係は？
事務局	特別研修は、職員自ら参加し、専門的知識の修得を目指すもの。参加率が上昇すれば職員の能力向上、人材育成につながるものと考える。
計画の変更改訂について	
委員	実施計画を策定したのち、計画がとん挫するような場合、計画の変更、廃止が重要ではないか。
事務局	年度ごとに実施計画を変更すべき事項が生じたら変更し、終了（休止）も選択肢として考える。
副業人材等の利活用について	
委員	人材確保の手段として、副業人材として、外部の専門知識のある者を活用する予定は？
事務局	具体的な計画はない。副業人材の制度を含め市にとって必要な人材の確保をしていく。

【その他委員からの質問等】

・定員適正化計画との乖離の要因、マイナンバーの推進状況、庁舎のワンストップ化に対する取組の見える化、市民意見の反映のデジタル化（スマホ等によるアンケートの

実施)、自治体クラウドの取組、実施計画の変更・中止、総労働時間の短縮の具体的取組、PPP/PFI 優先的検討規程策定に向けた支援

（２）　第三次美祢市行政改革大綱実施計画の一部変更について

・資料３に基づき事務局から説明

質疑なし。一部変更について承認

（３）　第三次美祢市行政改革大綱の重点実施項目の設定について

・資料４、資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3 に基づき事務局から説明

◆「新たな生活様式」に対応したＩＣＴの利活用

【磯村委員説明要旨】

宇部県民局管内の宇部市のデジタル市役所推進基本計画の事例をもとに説明
・国の動向（行政を含めた社会全体のデジタル化の推進） ・宇部市庁舎の建設を契機にデジタル化を推進 ・基本理念「地域活力あふれるスマート自治体」のもと、４つの基本方針に基づき取組を推進
【美祢市への提言】
✔本庁舎、美東・秋芳総合支所の新改築を契機にデジタル市役所の検討 **＜①市民の利便性の向上、②業務の効率化、③地域課題の解決、④情報通信基盤の整備＞** **✔美祢市有線テレビ（ＭＹＴ）のＣＡＴＶ網を活用した高速通信網の整備（GIGA スクールの加速化）** **✔デジタル化の推進の市役所組織の整備** **✔その他総合的な取組の推進（AI、5G など未来技術を活用した産業政策、遠隔通勤・移住政策、ワーケーションなど関係人口拡大の取組等）**

【委員からの主な質疑と回答（要旨)】

届出等における印鑑、本人確認について	
委員	市役所への届出の際の印鑑の押印が電子サインなどに変わっていくのか？
委員	国においても、押印の廃止、印鑑文化の見直しを進めている。その取組を注視し市も対応することとなる。
美祢市有線テレビの整備状況について	
委員	ＩＣＴのインフラ整備のあり方として美祢市の整備状況は？
事務局	合併前の整備状況を引き継いでおり、市と山口ケーブルビジョン㈱のＭＹＴ関係の基盤と民間企業の通信基盤がある。今後、高速大容量の通信に対応する情報インフラの整備を財政面、市民の利便性を考慮し検討していく必要が

	ある。
庁舎整備との関係について	
委員	庁舎整備を契機にとの説明があるが、庁舎整備のタイムリミットとの関係は？
事務局	庁舎整備は、市議会の特別委員会を含めて議論がなされている。今後の進捗状況を注視し対応する予定である。

【委員からの意見（要旨）】

・今すぐにでもデジタル化の取組を進めてほしい。

・デジタル化に積極的に取り組むべき。議会のタブレット導入も非常に良い取組であり、世界に開かれた美祢市であるべき。

・取組には大賛成。

◆指定管理者制度に関する指針の見直し（指定管理料の積算について）

【委員からの意見（要旨）】

・指定管理料は、この金額として受けた以上、儲かる儲からないは受けた側の責任で、補填もないが、納付もない話ではないか。

・第三セクターとして、当初の契約で市がどこからどこまで予算措置するなど決め事がはっきりしていないのではないか。

・受託者は、当初契約した指定管理料で運営努力を行うし、その結果収益が出たらそれを返還となると受託者は何のために行っているのか。

・返還を多く求めると、指定管理を受けようとするいい事業者が少なるのでは。

・自助努力で得た利益は従業員等に還元すべきで、返還を求めるべきではない。

・燃料費の指定経費の精算は必要。その他自助努力の利益は受託者に還元すべきでは。

◆指定管理者制度に関する指針の見直し（指定管理者への応募資格に掲げる市内事業者の要件について）

【委員からの意見（要旨）】

・地域要件を緩和し、採択後に美祢市内に事業所等を置くような条件を付与することも考えられる。

・選定委員会を開催し、審査することが重要である。

・市内事業者にお願いしたい気持ちはあるが、実際事業者がいないのであれば指針を見直す必要がある。

・温水プールが利用できなくなれば、利用する市民が一番困る。

・地域要件を外すほうがいい。専門性のある施設でもあるし、広く公募すればより専門性の高い、市民サービス向上につながる指定管理者が選定できるのではないか。

・市外事業者であっても、市内に事業所等を設けることや市内雇用を条件に募集するこ

とも可能ではないか。